

令和5年6月1日から義務付け開始

# 「監理団体の業務の運営に関する規程」のインターネットによる公表をお願いします

令和5年6月1日から、監理団体の皆さまは、事業所内に掲示している「監理団体の業務の運営に関する規程」をインターネットによる公表をすることが義務付けられました。

これにより、技能実習生を受け入れる予定の事業者等の関係者の皆さまは、監理事業所に行くことなく、監理費を含む当該監理団体の業務の運営に関する規程をインターネットで確認できるようになります。



以下をご注意の上「監理団体の業務の運営に関する規程」のインターネットによる公表をお願いします。

- 規程が当該監理団体のものであることが特定できるように公表すること
- 制限なく、誰でも閲覧が可能であること（閲覧するための会員登録が不要であること等）
- 公表方法の例としては、監理団体のウェブサイトや 監理団体のSNS（Facebook等）による公表などがあります。

インターネットによる公表が困難である以下のような相当の理由がある場合は、これまでの事業所内での掲示でも認められることがあります。

- 人員体制や保有する設備等からウェブサイトを開設することができない程度に監理団体の事業規模が著しく小さいこと
- その他、現在、ウェブサイトを整備していないものの、整備のための準備を進めているが整備するのに一定の時間を要するなど具体的な事情を説明できること

問い合わせ先:外国人技能実習機構技能実習部審査課

TEL: 03-6712-1923